

地域の特徴を活かした文化観光及び食文化の振興について

【担当省庁】外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省

京都府では、地域の歴史や文化財を活かした観光振興の取組や、和食の魅力・京都の食文化の魅力を体感できる「和食の祭典」などの取組を進めており、文化庁「食文化推進本部」及び「文化観光推進本部」が新設されたことも踏まえ、こうした地方自治体の文化観光や食文化振興の取組に対する財政支援制度を創設いただきたい。

また、無形文化財にも登録された、京都の料理人等により継承されてきた伝統的な食文化（料理技術及び作法）である「京料理」の保全・継承に資する取組への財政支援とともに、和食のユネスコ無形文化遺産登録 10 周年を契機とした、国内外への積極的な情報発信など国全体で和食の振興に係る機運醸成についても支援をお願いしたい。

【現状・課題等】

■現在、文化庁における「食文化」及び「文化観光」に関する地方向けの補助制度は無い状況

■無形文化財の登録制度の新設に係る経緯

- ▶ 平成 25 年度 和食のユネスコ無形文化遺産登録
- ▶ 平成 29 年度 文化芸術基本法において、「食文化」の振興を図ることが明記
- ▶ 令和 3 年度 文化財保護法が改正され、食文化など無形の文化財を保護する登録制度が新設
- ▶ 令和 4 年度 京料理が登録無形文化財に登録

京 都 府 の担当課	文化生活部	文化政策室(075-414-5166)
	商工労働観光部	観光室(075-414-4854)
	農林水産部	流通・ブランド戦略課(075-414-4941)
	教育委員会	文化財保護課(075-414-5896)

【国の事業等】

■地域の資源を生かした宿泊業等の食の価値向上事業〔観光庁〕 56 百万円

- ▶ 地域の食材の積極活用等により食の価値を高め、宿泊業の付加価値の向上を進めると同時に、地域経済への裨益効果を増大させる取組について、調査・検証

■文化庁において、令和5年4月に食文化推進本部（仮称）及び文化観光推進本部（仮称）を京都に設置

【京都府の取組】

■これまでの京都府の和食に関する取組

- ▶ 平成23年度 国に対して「日本料理」をユネスコ無形文化遺産への登録を要望
- ▶ 平成25年度 京都府無形文化財として「（京料理）会席料理」を指定
- ▶ 平成26年度 「京都・和食文化推進会議」の設立
京都府立大学に「京都和食文化研究センター」を開設
- ▶ 平成27年度 「京都・和食の祭典」開催（平成27年度から開催）
ミラノ国際博覧会日本館京都ウィークで「京料理」を発信
- ▶ 令和元年度 京都府立大学「和食文化学科」開設

■京都の食文化・無形文化財「京料理」の魅力発信事業（令和4年度）

- ▶ 無形文化財の登録を目指す「京料理」の芸術的価値を普及し、京料理及び関係産業の活性化を図るとともに、食文化の歴史的価値を府民に広く知っていただく取組として実施
- ▶ 京料理まるごと博覧会「京料理フェア」、京料理まるごと体験ツアーを開催

■「文化の都・京都」プロジェクト連携事業 184 百万円

- ▶ 和食の魅力・京都の食文化の魅力を体感等できる和食の祭典を実施

■文化観光推進事業費 8 百万円

- ▶ 京都ならではの本物の文化を体験できる文化観光の推進